科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号: 13301 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2011~2013 課題番号:23500727

研究課題名(和文)旧東ドイツスポーツ関係者の言説 - インタビュー調査を中心に

研究課題名(英文) The Discourse of the Persons concerned with former DDR-Sports: A interview - Focused Investigation

研究代表者

寳學 淳郎 (Hougaku, Atsurou)

金沢大学・保健管理センター・准教授

研究者番号:70313822

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、旧東ドイツのスポーツ関係者にインタビュー調査を行い、ドイツ再統一後20年を経て、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺について語るものを検討した。東ドイツスポーツを擁護する立場の人々は東ドイツスポーツのネガティブな側面を語らず、一方、ドーピングの被害者は東ドイツスポーツのポジティブな側面を語ることはなかった。証言者の東ドイツ及び再統一後のドイツにおける職業、地位、立場などが強く反映しているように思われる。

研究成果の概要(英文): This study investigated the discourse of the persons concerned with former DDR-sports on DDR-Sports and the matter related to DDR-sports through analyzing their autobiographic writings (2001-2007).

It became clear that their autobiographic writings during this period referred less to the negative aspects of DDR-sport as compared with a decade ago (1990-1998). It seemed that unjust treatments to DDR and DDR-sports after German reunification influenced the change of their discourses.

研究分野: 総合領域

科研費の分科・細目: 健康・スポーツ科学 スポーツ科学 スポーツ史

キーワード: 東ドイツスポーツ インタビュー調査 スポーツ史の再構成

1.研究開始当初の背景

ドイツ連邦共和国(以下、1990年以前は西ドイツ、以後はドイツと表記)では、ドイツ再統一後「ドイツ民主共和国(以下、東ドイツと表記)のスポーツとは何であったのか?」「東ドイツスポーツを近代ドイツスポーツ史にどのように位置づけるのか?」を明確にするために、東ドイツスポーツ史の再構成が企図されてきた。東ドイツ時代に書かれた教条主義的なスポーツ史叙述に懐疑があったからである。

1990 年代後半に入って、ポツダム大学を中心として進められた東ドイツスポーツ・宇宙がまとまった成果として出された。「キャッにおけるスポーツの発展シリーズ」全4 G. シュピッツァーらにあからである。その中の一つにあされた。「キャッツである。その中の一つに動きれた。「キャッツである。との東による文学・オリジーツの難となる外観』(1998 年)がであるスポーツの発展に明確におけるスポーツの監視、ドーピング、秘密裏の競技スポーツの監視、ドーピング、秘密裏のポーーツの助成など、主に東ドイツスポーツの財成など、主に東ドイツスポーッカージの助成など、主に東ドイツスポーーブな側面に焦点があてられている。

その後、東ドイツスポーツ史を新しく如何なる形で叙述するかに関する論議が 1999 年に「スポーツの社会・現代史」誌に掲載されたW.ブスらの論文を巡って生じた。この論議の焦点の一つは、東ドイツスポーツ史再構成への東ドイツスポーツ関係者の関与をどこまで認めるかにあった。このことは現代史研究の方向性を見極めるためにも、我々は東ドイツスポーツ関係者の考えや主張を蔑ろにせず、また知る必要があると思われる。

このような動向を意識しつつ、本研究は、ドイツ再統一からしばらく時を経た今、東ドイツスポーツ関係者にインタビュー調査を行い、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺について語るものを検討するものである。

東ドイツスポーツ関係者の語るもの、例えば自叙伝的著作について、C.ベッカーは、東ドイツのスポーツマン、トレーナー、幹部、ジャーナリストが、東ドイツスポーツに関するその個人的見解を詳述したことは歓迎するさことであり、それらは時代の証言者へのインタビューとともに、純粋な公文書類の研究に対し方法論上避けがたい修正を示したと述べる一方で、風当たりの強い当事者に対するインタビューをまとめたものついては、主観的な証言もみられることを指摘している(『ソビエト占領地区と早い時期の東ドイツにおけるスポーツ』2001年)。

国家崩壊後批判に晒された当事者による 著作などの取り扱いには注意を要するが、あまり語られることのなかった東ドイツスポーツ関係者の言説は、今後東ドイツスポーツ 史を考えるうえで示唆を与えるものであろ う。一方、わが国においても、東ドイツスポーツ史研究は十分には進んでいない。例えば、ドイツ再統一後の代表的な著作である藤井政則の『スポーツの崩壊 - 旧東ドイツスポーツの悲劇』(1998年)は、東ドイツスポーツの歪んだ民主集中制やシュタージとの関係などを明らかにし、我々に多くの示唆を与えるものであるが、東ドイツスポーツ関係者の語るものについて殆ど触れていない。

このようなわが国の研究状況も踏まえ、筆者は、東ドイツスポーツ関係者によって書かれた自叙伝的著作に注目し、ドイツ再統一後から 2007 年までに東ドイツスポーツ関係者によって出された代表的な 12 冊の自叙伝的著作について、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺の何について多く論じているのか、それをどのように論じているのかを明らかにし、先行研究や同時期の研究と比較したうえで、その特徴を検討した(寳學淳郎、旧東ドイツスポーツ関係者の言説・自叙伝的著作の分析を中心に(基盤研究(C)課題番号 20500570)。

同研究において、自叙伝的著作の著者たち へのインタビューも可能な限り実施する予 定であった。現代スポーツ史研究におけるイ ンタビューの必要性を感じているからであ り、インタビューを通して著作の内容がより 豊かに理解できると考えたからである。著者 達へのコンタクトが予想以上に困難であっ たことが主な要因で、インタビューの実施は 2 名にとどまったが著者達へのインタビュ ーは非常に有益であることが明らかとなっ た。例えば、表舞台に出ることなく東ドイツ の大衆スポーツに長く携わったスポーツ幹 部 H.ヘトリッヒへのインタビューでは、東 ドイツでは大きな企業のスポーツ共同体が 財政的に豊かであり、国家崩壊寸前まで多く の種目で数多くの競技会を実施していたこ となど、我々が今までに知ることのなかった 事柄が語られた。

このように、東ドイツスポーツ関係者へのインタビューは、従来知られていない東ドイツ時代の社会やスポーツの状況に関する知見を我々に与える可能性を有し、今後とも続ける必要があると言えよう。東ドイツスポーツ関係者の中には、M.エヴァルト(代表的なスポーツ幹部)のように既に亡くなった者や高齢者もいる。インタビューを急ぎ、彼らが語るものを記録しなければならない。

東ドイツスポーツ史再構成に際して、東ドイツスポーツ関係者の関与をどこまで認めるかという論議はドイツ再統一 20 年を経て今なお続き、今後も続くと思われるが、社会を表の模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めた「東ドイツのスポーツとは何であったのか」という問題をネガティブな側であったのか」という問題をネガティブな側であったのか」という問題をネガティブな側であったのか」という問題をネガティブな場所・整理されているように思われる。我々とも開・整理されつつある公文書類の分析ととも

に、主観性や虚偽性に留意しつつ、自叙伝的 著作や時代の証言者の声に耳を傾け、慎重に 時間をかけて東ドイツスポーツ史研究を進 めるべきであろう。

これらの言説の分析によって、社会主義国家であった東ドイツの社会やスポーツを理解するための様々な手掛かりを得ることが予想される。それはまた、東ドイツスポーツについて、公文書類を史料として用い、主に政策史的な研究を行ってきた筆者にとっても、今後の研究の方向性を見極めるために重要な研究となる。

2.研究の目的

本研究は、社会主義の模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めた東ドイツのスポーツ史を再構成するための基礎的研究として、ドイツ再統一後 20 年を経た今、東ドイツスポーツ関係者にインタビュー調査を行い、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺について語るものを検討するものである。

3.研究の方法

1. 個別の調査と紹介

2008 年に G. ヴォンネベルガーより指摘されたことでもあるが、東ドイツスポーツ関係者のドイツ国内において住んでいる場所は現在異なり、生活も異なるので、一箇所で会議のような形態でのインタビュー調査は不可能であり、時間はかかっても個別に関係不可能であり、時間はかかっても個別に関係高さは、既に面識のある者から紹介を受け、地道に行わねばならないのが現状である。本研究では、G. ヴォンネベルガーや H.J. タイヒラーの紹介によって道が開けた。

2.調査対象者の選択

調査では、東ドイツ及び再統一後のドイツにおける立場、世代、性差などを考慮し、可能な限り様々な分野の数多くの関係者に会い、インタビュー調査を実施することが望まれるが、先ずは、自叙伝的著作を著した関係者への調査の可能性を探った。既に彼らの自叙伝的著作の内容を分析してきたので、彼らの生い立ちや関心が大筋理解されているからである。

3.調査の内容

自叙伝的著作を著した関係者を主なイン タビュー調査の対象者にしたことにより、調 査の内容は自叙伝的著作の内容が主となっ た。また、調査の内容に関しては、自叙伝的 著作の分析を中心とした研究で明らかにな った主に次のことも考慮した。 これらの著 作の中で、東ドイツスポーツに関連して多く 述べられていることは、競技スポーツ、大衆 スポーツ、党のスポーツへの干渉、自立性の ないスポーツ組織、ソビエトの影響、スポー ツと外交、ドーピング、シュタージ、サッカ -の偏重、ステートアマ、メディアとスポー ツ、スポーツ科学、国家崩壊とスポーツなど に関することである。それらには実際に経験 した者でしか知り得ない貴重な叙述も多く

みられるが、鵜呑みにする訳にはいかない恣 意的な叙述もみられる。 それらの叙述には、 著者達の東ドイツ時代の職や地位、ドイツ再 統一後の立場なども反映され、類似、相異が みられる。 G.シュピッツァーらの著作と同 様、これらの著作においても、東ドイツスポ ーツのネガティブな側面について多くのこ とが語られている。 しかしその一方で、こ れらの著作では、東ドイツスポーツに対する ネガティブな側面の強調、一面的理解、全般 的批判に対して多くの反論もみられ、その傾 向は 2000 年以後の著作で強まっている。こ のような主張や傾向には、ドイツ再統一後も 続く東ドイツ、東ドイツ市民、東ドイツスポ ーツに対する不当な扱いなども反映してい 東ドイツのスポーツ るように思われる。 システムの独自性に関する叙述、第二次世界 大戦以前のドイツスポーツとの連続性を窺 わせる叙述、スポーツの政策的意図と民衆の スポーツに対する意識の差異を窺わせる叙 述も見られる。

4.研究成果

1.インタビュー調査の実施と調査対象者及び著作の概要

インタビュー調査は、ドイツベルリン及びマクデブルクの私宅等で行った。2012 年以前に会った H. ヘトリッヒとは再度会い、K. フーンとはメールで連絡を取り合った。

本研究の調査対象者及び著作の概要は次の通りである。

H.ヘトリッヒ(1932年生まれ、大衆スポーツの幹部、ドイツ再統一後も東ドイツおよび東ドイツスポーツを擁護する立場、「スポーツと社会」という親睦団体の会長)。『スポーツ:私の大きな愛』(2004年):同著作は、表舞台に出ることなく東ドイツで大衆スポーツに長く携わったスポーツ中部 H.ヘトリッヒがその人生とスポーツへのかかわりを綴った書である。

K.フーン(1928年生まれ、最も著名なスポーツジャーナリスト・歴史家、東ドイツ時代と変わらない政治的立場でありドイツ社会主義統一党の後継政党である左翼党のオピニオンリーダー)。『月桂樹と喪章 - スポーツの驚き東ドイツの興隆と"没落"』:同著作では、世界を驚かした東ドイツスポーツが1989年不評となり、急速に崩れたことについてR.フクスと対談したことがまとめられている。『私の第三の人生』(2007年): K.フーンは、変革後、Spotless-Verlag という出版社を立ち上げ、自らも筆をとっている。同著作では変革後のドイツの状況と彼の歩みが主に記されている。

G.A.シュアー(1931年生まれ、最も著名なスポーツ選手・政治家)。『テーフェ 自伝: グスタフ・アドルフ・シュアーがその人生を語る』(2001年):同著作は、G.A.シュアーがその 70年の歳月を綴った自伝である。

U.ヴィレ(生年不明、国家資格のあるトレーナーとして再統一後のドイツにおいても

上級では唯一長く仕事を続けた)。自叙伝的 著作なし。

I.ガイペル(1960年生まれ、元陸上競技選手・ドーピングの被害者・作家・大学講師)。『見失われた競技:あるドーピング訴訟日誌』:同著作はI.ガイペルが、2000年の東ドイツ女性アスリート達のドーピング訴訟及び結果をスケッチ、補完した書である。
2.東ドイツスポーツ及びその周辺に関する

ここでは、インタビュー調査において、東 ドイツスポーツ及びその周辺について語ら れた主な事柄をまとめておきたい。

児童・青少年スポーツ 1)学校スポーツ共同体: G.A.シュアーは、東ドイツ特有の学校スポーツ共同体について、その設立は 1956年から法的に規定されていたが、1961年から徹底された、それには二つのグループがあり、選手のためのものと普通のものであったと語った。

競技スポーツ 1)競技スポーツの種目と地域: G.A.シュアーは競技スポーツでは、気候などだけで種目や地域が決められたのではなく、経済的なことも考慮されたと語った。2)後継者の選抜: U.ヴィレは、後継者選抜に関しては、身長、能力、トレーニング成果などが考慮された、東ドイツでしかできなかったかもしれないと語った。3)スパルタキアード: G.A.シュアーはスパルタキアードについて、それは後継者を取り込み、その才能を伸ばすものと語った。

大衆スポーツ 1)大衆スポーツの軽視: I. ガイペルは、東ドイツは競技スポーツに対する人れていなかったと共った。2)スポーツ共同体と職場スポーツ共同体と出場スポーツ共同体と出場スポーツはドイツに伝統的な共同を共和であるとは、大きな企業のスポーツ共同体が対対にとり、大きなどを語った。職場スポーンととなどを語った。職場スポーツところはといるとながあるところはないとの発表であるとないとの表表では、お金の出所があるという。本ところはないとG.A.シュアーは語った。たたころはないとG.A.シュアーは語った。

ソビエトとの関係と東ドイツスポーツの独自性 1)ナチスにかかわったスポーツ関係者の排除: K.U.フーンは、ソビエト占領地区におけるナチスにかかわったスポーツ関係者の排除について、ソビエトというより、ベルリンの司令官の影響が大きかったというないの司令官の影響が大きかったといり、それをドイツスポーツ史において前例のポーツシステムの移入: K.フーンは、ソビエトからスポーツの組織や協会は受けから学んだが東ドイツはソビエトより組織することが東ドイツはソビエトより組織することが東ドイツはソビエトより組織することが東ドイツはソビエトスポーツシ

ステムからの方向転換: G.A.シュアーは、ソビエトのシステムは国家が中心であったが、東ドイツは 1957 年にやりかたを変えた、それにはお金の問題もあったと語った。

スポーツシステムの改編 1)1970 年の国家身体文化・スポーツ委員会の改組: G.A.シュアーはこの改組について、国家がスポーツに強くかかわっていないことを外国にアピールする必要もあったと語った。2)スポーツシステムと経済: G.A.シュアーは、スポーツシステムは経済状況に合わせて変わっていったと語った。

スポーツ関係規定 1)1970 年以後総合的な スポーツ関係規定が少ない理由:東ドイツは スポーツ関係規定の数が多くその種類も多 いことが特徴であったが、1970年以後スポー ツ関係規定が少ない理由について、K.フーン は 1970 年までに東ドイツにおいてほぼスポ ーツシステムができあがったことと関係す るのではないか、例えば、促進するスポーツ 種目としない種目の区分は 1968 年になされ たと語った。G.A.シュアーはスポーツシステ ムができるまでは出されたのではないか、 1970 年までにスポーツシステムがほぼでき ていた、1970年以後総合的な国家的規定はな かったが、ドイツトゥルネン・スポーツ会議 の決議はあったと語った。2)スポーツ関係規 定の周知: I. ガイペルは、スポーツ関係規定 など一般的な国民は知らず、その効力はなか ったと語った。

ドイツ体育大学卒業後のトレーナーの活動 1)地区の移動と多種目の指導:1960-1964年にドイツ体育大学に在籍した U.ヴィレは卒業後は主に国内の競技センターで活動し、3年毎に地区を移った、専門は格闘技であったが、多種目を指導したと語った。

ボランティア 1)ボランティアとその区分:H.ヘトリッヒや G.A.シュアーは東ドイツの競技スポーツや大衆スポーツを支えたものとしてボランティアの存在を語ったが、G.A.シュアーは、ボランティアには専任(約100人)と非常勤の者がおり、彼らにはお金が出ることもあったと語った。H.ヘトリッヒはボランティアは誰でもなれるというものでなく、決められた者がなったと語った。

ドーピング 1)ドーピングの経験: I.ガイペルは選手時代説明なく薬剤を渡されたり、怪我をした時、十分な説明のないまま全身麻酔され手術されたことなど自らの経験を語った。2)ドーピングで被害者の苦しみ: I.ガイでなくドイツ再統一後も後遺症、周囲のなさ、立場の弱さなどで苦しんでいるオーピング批判する彼女に使があった。3)ドーピング批判する彼女に嫌がった。3)ドーピング批判する彼女に見があったと語った。4)ドーピングに関する無言の了解: I.ガイペルは、グに関する無言の了解: I.ガイペルは、アのように語った。東ドイツのように語った。東ドイツの

ドーピングは西ドイツも共犯者であった。東ドイツ時代に西ドイツの薬剤が東ドイツに入っていたことが明らかになるにつれて、西は東を、東は西を悪く言わなくなってきているのが現状である。5)競技者とトレーナーの言説:一流競技者であった G.A.シュアーと国家資格のあるトレーナーであった U.ヴィレは、ドーピングをあまり感じたことはなかった、自分達とは関係がないと語った。

シュタージとシュタージ文書 1)競技者の監視:I.ガイペルは 1984 年合宿で恋におちたことは直ぐにシュタージの知るところになったと語った。2)シュタージ文書の信憑性:シュタージ文書の信憑性について、G.A.シュアーは疑わしいと語り、I.ガイペルはリアリティがある、内容に誤りもあるがもう一度あらためた方がよいと語った。

東ドイツスポーツのポジティブな側面 1) 東ドイツスポーツのポジティブな側面:H.へ トリッヒはボランティアの存在をあげ、K.フ ーンは次をあげている。例えば、キーバウム の低圧室のような技術、商業主義的でなかっ たこと、タレントの発掘と育成システム、情 報の共有(ドイツ体育大学などにスポーツ関 係者は年に一度6週間ほど集まり、情報交換 合宿をした)。G.A.シュアーは次をあげてい る。スポーツ心臓の治療費などは無料であっ たこと、みんながスポーツをして、スポーツ で健康的になるというのが当たり前であっ たこと、商業主義的でなかったこと、ボラン ティアがサポートしたこと。一方、I.ガイペ ルは、ポジティブな側面について、何がある というのか、言うことはないと語った。

東ドイツスポーツのネガティブな側面 1) 東ドイツスポーツのネガティブな側面: H. ヘトリッヒ、K.フーン、G.A.シュアーは、東 ドイツスポーツのネガティブな側面を語ら なかった。一方、1.ガイペルは、次のように 語った。東ドイツはスポーツにもの凄いお金 を使って、システムをつくった。それは政治 的な関心からであった。1700万人ほどの経済 的に小さい、目立たない、アイデンティティ に不安な面もあった国家が、アイデンティテ ィをつくるためにも力を見せる必要があっ た。薬剤を使ってでも。ドーピングは最もネ ガティブな問題であった。ナチス期にもスポ ーツは利用されたが、東ドイツは武器とした スポーツに女性を利用したことが問題であ る。理や説明無く薬剤を投与した。

東ドイツスポーツに対する批判への反論 1)一方的な東ドイツスポーツ批判に対する反論: K.フーンはドイツ再統一後の不満について次のように語った。1990年の時点で、他の人と同様、私は東ドイツと東ドイツと東ドイツとは魅力的なものもあった。1990年は東西は兄弟と思っていたが、その後その関係は壊れた。さらに東ドイツがダメであると東が流布された。最近ブランデルク市長は東

ドイツ時代の良かったよかったものまで潰してしまったと発言したが。このようなことから私は 2007 年に戦うことにした。

4.まとめ

今回のインタビュー調査において、東ドイ ツスポーツ関係者によって東ドイツスポー ツ及びその周辺について主に語られたこと は、上述のように、児童・青少年スポーツ、 競技スポーツ、大衆スポーツ、ソビエトとの 関係と東ドイツスポーツの独自性、スポーツ システムの改編、スポーツ関係規定、ドイツ 体育大学卒業後のトレーナーの活動、ボラン ティア、ドーピング、シュタージとシュター ジ文書、東ドイツスポーツのポジティブな側 面及びネガティブな側面、東ドイツスポーツ に対する批判への反論に関することであっ た。東ドイツスポーツ関係者の自叙伝的著作 で多く語られたこと比較すると、ドーピング に関することが多いことなど偏りがあるが、 それは実施できたインタビュー調査の数が 少なかったことや、インタビュー調査の内容 が主に自叙伝的著作の内容に関することで あったことなどによるものと思われる。

冷戦時代を生きた時代の証言者による東ドイツの社会やスポーツに関する個人的見解は、東ドイツ時代には語られることのなかったものや、我々が知らないものが多く、貴重と言える。

インタビュー調査で語られたことの特徴の一つは、K.フーン、G.A.シュアー、H.ヘトリッヒなどドイツ再統一後も東ドイツ及び東ドイツスポーツを擁護する立場の人々が東ドイツスポーツのネガティブな側面を発送語らなかったことである。このことは、再統一直後の東ドイツスポーツ関係者の自然にある。この理由は、先述したK.フーンの東にみられるように、ドイツ再統一後の東ドイツ及び東ドイツに対する不当な扱いなども関係するように思われる。

一方、ドーピングの被害者であり、東ドイツのドーピングを徹底して糾弾している I. ガイペルは東ドイツスポーツのポジティブな側面を語ることはなかった。

このように、インタビューで語られた言説には、証言者の東ドイツ及び再統一後のドイツにおける職業、地位、立場などが強く反映していると思われ、恣意的な言説については慎重な取り扱いが必要であろう。

また、今回のインタビュー調査では、スポーツシステムなど、東ドイツスポーツの独自性に関する証言も得ることができた。このことも、東ドイツスポーツ関係者の自叙伝的著作にもみられたことである。

普段はインタビューを受け付けない K.フーンやドーピングの被害者であるとともにドイツにおける重要なドーピングの裁判にも影響を及ぼした著作を著した I.ガイペルなどにインタビューできたことや、自叙伝的著作の内容の理解を深められたことは今回

の研究成果と言えるが、予定していた数そして様々な立場の関係者にインタビューできなかったことは残念な結果であった。コンタクトをしながらも諸事情で今回はインタビューが適わなかった関係者には、時間がかかっても是非インタビューを実施したいと考えている。また、今回のインタビュー調査では、東ドイツのスポーツシステムは経済状況に応じて変化したなど大変興味深い言説を得たが、理解できない事柄も数多くあった。それらについては、メールなどを通じて理解を深めていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計1件)

1.<u>寶學淳郎</u>, 旧東ドイツスポーツ関係者の 言説 - 自叙伝的著作(2001-2007 年)の分析 を中心に - ,体育史研究, 29(2012), 19-30, 香読有り

[学会発表](計2件)

1.<u>寶學淳郎</u>,「1956 年から 1960 年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」に関する研究:性格,作成時期,内容,特徴を中心として,日本体育学会第 64 回大会,2013 年 8月,立命館大学(滋賀県)

2.<u>寶學淳郎</u>,東ドイツスポーツ史の再構成: 「 東 ド イ ツ ス ポ ー ツ 編 年 史 」 (1995-2000)を中心として,東北アジア体育・スポーツ史学会第 10 回大会, 2013 年 7 月,定山渓ビューホテル(北海道)

[図書](計3件)

1.<u>寳學淳郎</u>,東ドイツスポーツ史の再構成 - 「東ドイツスポーツ編年史」 (1995-1998)を中心として - ,道和書院, 『体育・スポーツ史にみる戦前と戦後』,2013, 196-213 頁

3. <u>寳學淳郎</u>, 旧東ドイツスポーツ関係者の言説 Täve Schur とその自伝 , 不味堂出版 , 『体育・スポーツの近現代 - 歴史からの問いかけ - 』, 2011 , 535-551 頁

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: -

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

寳學 淳郎 (HOUGAKU ATSUROU)金沢大学・保健管理センター・准教授研究者番号:70313822

(2)研究分担者

(0)

研究者番号:

(3)連携研究者

(0)

研究者番号: